



ふるかわ みちこ
古川 美智子 さん
(下祓川町)

自分も子どもの頃住んでいた実家を解体することを決意。
今では娘が家を建て毎日孫と会っています。

子どもの頃に、住んでいた実家が空き家となり、40年ぐらいそんな状態が続いていました。名義人だった父が亡くなり、母や姉妹と相談し私が相続。景観も悪かったし、台風など何かあれば近隣に迷惑が掛かるのではないかと心配していましたし、正直、見るのも嫌な感じでした。

きっかけは、転勤族の娘が鹿屋市での生活を選択肢として考

えていたこと。ずっと気になっていた空き家を整地して住んだら良いのではないかと考え、思い切って解体しました。

正直、ある程度お金はかかりましたが補助金も上手に活用できたので、私は解体して良かったと思っています。孫たちとの生活や、何より心配ごとが解決したことが一番ホッとしています。



空き家の活用事例

どんな活用方法があるのでしょうか。使っていなかった空き家や土地を上手に活用している事例を紹介します。

4ページの空き家の写真と同じ場所から撮影。明るくなり、家が建ち土地が生き返ったように感じます。

そのままにしていたら、ただ朽ちていただけだった。
地域が活用してくれて活性化も図れて一石二鳥。

私の実家は5年ほど前に母が亡くなった後は空き家でした。人が住まなくなってしまうとどうしても傷みが激しくなってしまうため、頻繁に窓を開けて風を通していました。そんな頃、ちょうど菅原地区で地域づくり協議会が立ち上がり、空き家を活用した活性化策の検討が行われました。そこで「地域のために使ってくれるのであれば有り難い」と協力。古い家だったの

で補助金を活用し浄化槽を設置するなど手を少し加えて、あとは地域みんなでDIY。借り手が見つかった後の管理は任せていますが、ゲストハウスとして活用するなど地域に人を呼び込んでくれています。子どもが少なくなっている過疎地域なので大変有り難く地域の活性化にもなっているので、空き家を活用してもらって感謝しています。



そのだ みつる
藺田 満 さん
(天神町)

相続について 家族で話し合いましょう

空き家は、時間の経過によって資産価値が下がる一方で、管理・修繕費用は上がります。また、放置したままにすると、急速に劣化し、近隣住民に多大な迷惑を掛けることにもなります。まずは、空き家となる原因の大半を占める相続について考えてみましょう。



空き家について親族で話し合いましょう

空き家問題は、今は関係がなくてもいずれ誰にでも起こり得ることです。親・兄弟などが亡くなり相続手続きもされずにいると、全ての子や孫、兄弟などの法定相続人が相続の対象となります。あなた自身も、相続によって空き家の所有者になっていくかも知れません。

空き家の発生原因は半数以上が相続によるもの。空き家バンク制度を利用したり、空き家にしないための補助金について、相談することも方法の一つです。

お盆等は、遠く離れて暮らす家族と再会する貴重な場。この機会に、今住んでいる家や土地等の財産について、将来どうするのか、誰が引き継ぐのか等、まだまだ先のことだろうとは考えずに、いつかは直面する場面に備えて、家族や親族で話し合ってみてください。



鹿児島地方務局
鹿屋支局
いわきり けいいち
岩切 恵一 統括登記官

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続登記とは、親や親族等から相続した土地・建物について不動産登記簿の名義を変更することで、法務局に申請が必要です。

現在、所有者が不明な土地は日本国土の約24%にも上ります。そのため公共事業や災害復興の妨げになるだけでなく空き家問題等の社会問題を引き起こす要因となっています。相続登記の義務化は、所有者不明土地の解消が目的の一つ。不動産の相続を知った日から3年以内に申請を行う必要があります。正当な理由がなければ10万円以下の過料が科

せられる場合があります。また、相続登記を速やかに行わなかった場合、売買などで実際に不動産の所有権移転の必要に迫られたとき、まずは相続登記から行う必要があります。非常に時間がかかります。私が担当したものでは、相続人が200人以上になった例も。相続が遅くなるほど手続きに時間がかかり費用も大きくなることになります。

相続に備えて生前にできることは、

- ① 家族で生前整理
- ② 財産把握
- ③ 遺産分割の協議

をしておくことです。遺言書の作成やエンディングノートを書いておくことをお勧めします。そうすることにより、相続に関する手続きがスムーズになるだけでなく、遺族のためにもなるかと思えます。

とにかく、早めに動いて不動産等の財産について整理しておくことが重要です。